

研究費等で iPad を購入する場合のガイドライン

米国アップル社製タブレット型端末 iPad は、以下の事項を遵守することを条件として、研究費等での購入を認める。

記

1 使用上の取り扱い

研究関連予算（科学研究費等の外部資金を含む）で購入する iPad（付随するソフトウェア等を含む）は、研究目的にのみ使用することができる。研究以外の目的のために使用してはならない。

2 通信料の取り扱い

通信料は大学予算、研究関連予算（科学研究費等の外部資金を含む）のいずれからでも執行できない。

3 セキュリティ・盗難対策

(1) 必要な情報以外は保存しない。

※特に学外非公開の情報、個人情報の取り扱いには注意すること。

(2) 出張等で一時的に持ち出す場合以外は、常時研究室等の学内に備えおくこと。

※可能ならば鍵のかかる引き出しに保管するなど、不在時の保管方法に注意することが望ましい。

(3) パスコードロック機能など、不正なアクセスを防止する機能を利用すること。

※留意事項

iPad に限らず、その他のタブレット型 PC 等の、持ち運びが可能な端末においても上記の事項を遵守しなければならないのは同様である。

これらの端末は、通常のノート PC と比較すると小型であることから、携帯性に優れている一方で紛失、盗難のリスクも大きくなる為、取り扱いには特に注意が必要である。

以上